

川崎市歯っぴーファミリー健診事業実施要綱

29 川 健 健 第 4 6 7 号

平成29年4月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条並びに歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第7条及び第8条の規定に基づき、妊婦等に対する保健指導、健康診査、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発及び定期的に歯科検診を受けることの勧奨等を行い、健康の保持及び増進を図ることを目的として、川崎市歯っぴーファミリー健診（以下「健診」という。）を行うこととし、その実施に関し必要な事項を定める。

(健診の対象者)

第2条 健診の対象者は、本市に住所を有し、次に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 母子保健法第15条に基づく妊娠の届出を行った者であって、かつ妊娠中の者（以下「妊婦」という。）

(2) 妊婦の配偶者等（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると妊婦が認める者。なお、配偶者等は、妊婦1人につき1人に限る。

(健診の実施主体等)

第3条 健診の実施主体は川崎市（以下「市」という。）とし、健診は第4条に規定する登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）が実施し、登録医療機関の管理、指導及び育成、健診内容の精度管理、健診費用の支払いに係る業務並びに健診の普及啓発等については市から委託を受けたもの（以下「受託者」という。）が実施する。

(登録医療機関の登録等)

第4条 市内の医療機関が登録医療機関として登録を受けようとする場合は、川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関申請書（第1号様式）により、市長に申請する。

(登録医療機関の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、登録医療機関として登録することを決定し、当該医療機関に対し、川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関決定通知書（第2号様式）及び川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関表示用プレート（以下「プレート」という。）を交付する。

2 登録医療機関は、健診を実施するにあたり、プレートを受付窓口など施設内の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(登録事項の変更等)

第6条 登録医療機関は、登録事項を変更し、又は登録を辞退しようとする場合は、川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関登録事項変更（辞退）届（第3号様式）により、市長に届出なければならない。

(健診の手続)

第7条 対象者が健診を受けようとする場合は、川崎市歯っぴーファミリー健診受診券（第4号様式）を記入し、登録医療機関に提出するとともに、母子健康手帳及び本人確認できる書類を提示しなければならない。

(健診の内容等)

第8条 健診の内容は、次の各号に定めるとおりとし、対象者1人につき1回実施することとする。

(1) 口腔内検査項目

ア う蝕の有無

イ 歯肉炎症の有無

ウ 歯石の有無

(2) 検査結果の説明及び歯科保健指導

(3) 検査結果に異常がなかった者に対する歯面清掃処置

(4) 健康づくりに関する指導及び情報提供

(健診結果等の記録)

第9条 健診を実施した登録医療機関（以下「実施登録医療機関」という。）

は、健診結果等を川崎市歯っぴーファミリー健診受診券（第4号様式）に記録するものとする。

(健診結果等の通知)

第10条 実施登録医療機関は、健診を受けた者（以下「受診者」という。）に

対し、速やかに健診結果等を通知しなければならない。

(健診に係る費用負担等)

第11条 市長が別に定める健診費用のうち、受診者が負担する額（以下「一部

負担金」という。）は500円とし、残りの額を市が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、受診者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、健診費用を市が全額負担する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯

(3) 当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）が非課税である世帯（当該年度の市町村民税が確定していないときは、前年度の市町村民税が非課税である世帯を含む。）

3 実施登録医療機関は、前項の規定に基づき市が全額負担する場合を除き、受診者から一部負担金を健診時に徴収するものとする。

4 健診とは別に実施する精密検査や治療により支払いが生じる費用については、受診者が全額負担する。ただし、受診者が第2項第1号又は第2号に該当する世帯に属する者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による医療支援給付の対象となる者である場合は、この限りでない。

（健診費用の請求及び支払い等）

第12条 実施登録医療機関は、川崎市歯っぴーファミリー健診受診券（第4号様式）を添付して、原則、健診を実施した月の翌月10日までに、受託者に対し、健診費用のうち市負担分の請求するものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、実施登録医療機関から提出された川崎市歯っぴーファミリー健診受診券（第4号様式）及び請求書の写しを添付して、健診費用のうち市負担分を市長に対し請求するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、契約に基づき適法な請求があった日から30日以内に、受託者に対し、請求額を支払うものとする。

4 受託者は、第1項の規定に基づく請求を行った実施登録医療機関に対し、請求額を支払うものとする。

（文書の保存）

第13条 実施登録医療機関は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第23条の規定に準じ、実施登録医療機関が健診を実施した日から起算して5年間、川崎市歯っぴーファミリー健診受診券（第4号様式）及び請求書の写しを保存し

なければならない。

- 2 市長は、前条第2項の規定に基づき市に提出された川崎市歯っぴーファミリー健診受診券（第4号様式）を当該年度終了後5年間、請求書を当該年度終了後10年間、保存しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市歯っぴーファミリー健診
登録医療機関申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

医療機関 郵便番号

所在地

名 称

開設者

T E L

川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関として登録したい
ので、川崎市歯っぴーファミリー健診実施要綱第 4 条の規定によ
り申請します。

川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関
決定通知書

医療機関 所在地.....
 名 称.....
 開設者.....

川崎市歯っぴーファミリー健診実施要綱第5条の規定に基づく、川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関として決定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

川崎市歯っぴーファミリー健診

登録医療機関登録事項変更（辞退）届

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

医療機関 所在地.....
名 称.....
開設者.....
T E L.....

川崎市歯っぴーファミリー健診登録医療機関として登録した事項を
変更（辞退）したいので、届け出ます。

1 変更、辞退の区別

（1） 変 更

（2） 辞 退

2 変更する場合にあっては、その内容

辞退する場合にあっては、その期日

.....
.....
.....
.....
.....

川崎市歯っぴーファミリー健診 受診券

【受診者記入欄】

川崎市では、次のとおり個人情報を使用します。

- (1) 歯っぴーファミリー健診に伴う請求や会計処理など。
 (2) お問合せへの対応、御案内、事業評価のためのアンケート調査など。
 (3) 集計や各種統計処理の上、事業評価、学術資料の作成・発表など。（個人を識別できない形で使用します。）

(1)～(3)に同意された方のみ、太枠内に住所・氏名など必要事項を記入してください。

受診者 住 所	川崎市 区	続柄
	電話 ()	妊婦・配偶者等
フリガナ		
受診者氏名		受診者 生年月日 年 月 日
フリガナ		
妊婦氏名		母子健康 手帳番号 週

【医療機関記入欄】

※母子健康手帳 ページに受診日・受診機関の記載をお願いします。

健 診 結 果	要治療のむし歯 なし あり (本) 歯肉の炎症 なし あり (要指導) あり (要治療) 歯石 なし あり
一部負担金	1 有 2 無 (生活保護・中国残留邦人・非課税)
受診年月日	年 月 日
医療機関名 所在地 歯科医師氏名	
医療機関コード	